

## よくある質問

### 廃棄物管理責任者について

Q. 廃棄物管理責任者になるためには、何か資格が必要ですか？

A. 特別な資格は必要ありません。ただし、廃棄物管理責任者に選任された場合は、文京区が開催する廃棄物管理責任者講習会の受講をお願いします。

Q. 現在の廃棄物管理責任者が誰なのか分かりません。

A. 文京区に届け出ている廃棄物管理責任者に対しては、講習会の開催通知や再利用計画書の提出依頼等のお知らせを送付いたします。送付がない場合、廃棄物管理責任者として登録されておりませんので、早急に廃棄物管理責任者選任（変更）届をご提出ください。

なお、現在の廃棄物管理責任者が不明な場合は、リサイクル清掃課（03-5803-1182）までご相談ください。

### 講習会について

Q. 廃棄物管理責任者講習会の受講に申し込みは必要ですか？

A. 申し込みの必要はなく、受講期間内であればいつでも受講できます。

Q. 廃棄物管理責任者講習会の受講対象者を教えてください。

A. 本区が開催する廃棄物管理責任者講習会の受講対象者は、新任及び講習会未受講の方並びに前回の講習会受講から3年が経過した廃棄物管理責任者の方が対象となります。

Q. 廃棄物管理責任者でなくても修了証は交付してもらえますか？

A. 修了証が交付されるのは、文京区に届けている廃棄物管理責任者の方が対象となります。

Q. 文京区以外で講習会を受講していますが、文京区でも受講が必要ですか？

A. 本区が開催する廃棄物管理責任者講習会の受講が必要となるため、他の自治体で受講していても改めて受講をお願いします。

Q. いつでも廃棄物管理責任者講習会を受講できますか？

A. 講習会は前期と後期の年2回、期間を定めて開催しますので、期間内の受講をお願いします。期間外に受講することはできません。

講習会の開催期間等については、区HPにてお知らせいたします。各自でご確認をお願いします。

## 提出書類について

### 【廃棄物管理責任者選任（変更）届】

Q. 廃棄物管理責任者選任（変更）届は提出が必要ですか？

A. 選任又は変更された日から 30 日以内に提出することが定められていますので、必ず提出してください。

Q. 所有者の押印は必要ですか？

A. 事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者の届けには、所有者の押印が必要です。事業用中規模建築物の廃棄物管理責任者の届けには、所有者の押印は必要ありません。

Q. 提出する廃棄物管理責任者選任（変更）届の様式に決まりはありますか？

A. 様式は、要綱に定められています。以下の URL から様式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

《様式及び記入例》

→ [【事業用大規模建築物】の廃棄物管理責任者の方はこちらから](#)

→ [【事業用中規模建築物】の廃棄物管理責任者の方はこちらから](#)

### 【再利用計画書】

Q. 区への提出はいつまでですか？

A. 例年、3月末頃までに再利用計画書提出依頼の通知を廃棄物管理責任者へ送付し、5月末日までの提出をお願いしています。

Q. 再利用計画書には何年度のごみ量を記入すればいいですか？

A. ご提出いただく年度の前年度分の処理実績と今年度の目標値を記入してください。

例) 令和7年5月末日提出分であれば、令和6年度分の処理実績と令和7年度の目標値を記入してください。

Q. 年度の途中でビルを立て直すため、1年間継続してごみは排出されませんが、再利用計画書は提出が必要ですか？

A. 前年度分の処理実績の記入が必要であるため、途中で排出されなくなったとしても排出された分は処理実績としてご報告をお願いします。詳細につきましてははりサイクル清掃課（03-5803-1182）までご相談ください。

## その他

Q. 修了証の交付を希望しませんでした。講習会の受講日はいつになりますか？

A. 講習会受講日は、確認問題の回答後、送信完了メールが届きますので、そのメールの日付が受講日となります。ご自身でも確認をお願いします。

Q. いつ、eラーニングを受講したか覚えていません。

A. eラーニングの受講が修了しましたら、希望者の方には、修了証を交付しておりますので、そちらで確認するようにしてください。修了証の交付を希望されなかった方は、確認問題の受講日（完了メールの受信日）を控えるようにお願いします。分からない場合は、リサイクル清掃課（03-5803-1182）までお問い合わせください。

Q. 受講対象者ですが、廃棄物管理責任者講習会のお知らせが来ません。どうすればいいですか？

A. まずは、文京区にご自身の名前で廃棄物管理責任者として届出をしているか確認をお願いします。変更があったものの廃棄物管理責任者の変更届が提出されていない場合は、前任者のままになっていますので、お知らせ等は前任者の方へ送付しています。前任者から転送いただくか、リサイクル清掃課（03-5803-1182）へお問い合わせください。このとき、廃棄物管理責任者選任（変更）届の提出も併せてお願いいたします。